

宮崎県高等学校体育連盟規約

第 1 章 総 則

- 第1条 本連盟は宮崎県高等学校体育連盟と称し、原則として会長所在校に事務局を置く。
- 第2条 本連盟は宮崎県下における高等学校体育・スポーツの健全な発展を期することを目的とする。
- 第3条 本連盟は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 県下高等学校体育・スポーツの振興に関すること。
 - 2 県下高等学校体育・スポーツについての調査研究並びに研修に関すること。
 - 3 県下高等学校体育大会の開催に関すること。
 - 4 県下高等学校生徒の競技力に関すること。
 - 5 学校保健体育教科に関すること。
 - 6 学校体育・スポーツに関する諸団体との連絡調整に関すること。
 - 7 その他本連盟の目的達成に必要な事業に関すること。
- 第4条 本連盟は財団法人全国高等学校体育連盟、九州高等学校体育連盟に加盟する。

第 2 章 組 織

- 第5条 本連盟は県下高等学校加盟校で組織する。なお、本連盟に加盟及び脱退しようとする学校は理事会の決議並びに評議員会の承認を経なければならない。
- 第6条 本連盟に第3条の諸事業を遂行するために次の各支部を置く。
- | | | |
|----|------|---------|
| 県 | 北支部 | 西都・児湯支部 |
| 宮崎 | 東諸支部 | 日南・串間支部 |
| 都城 | 北諸支部 | 西 諸支部 |
- 第7条 本連盟に第3条の諸事業を遂行するために専門委員会・表彰委員会を置く。
- 第8条 本連盟に第3条の諸事業を遂行するために31競技専門部を置く。その細則については別に定める。

第 3 章 役 員

- 第9条 本連盟に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-------|-----|-------|----------|-------|-----|
| 会 長 | 1 | 常任理事 | 若干名 | 幹 事 | 若干名 |
| 副 会 長 | 若干名 | 評 議 員 | 各加盟校校長 | 支 部 長 | 6 |
| 理 事 長 | 1 | 理 事 | 各加盟校より1名 | 支部理事長 | 6 |
| 副理事長 | 2 | 監 事 | 若干名 | 顧 問 | 若干名 |
- 第10条 本連盟は役員を選出・任務を次のように定める。
- 1 評議員は加盟校の校長とする。
 - 2 会長及び副会長は、評議員会で決定する。但し、副会長1名は会長所在校の教頭とする。
 - 3 会長は本連盟を代表して会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
 - 4 理事は加盟校より1名ずつ選出し、会務を執行する。

- 5 理事長は会長所属校理事から会長が指名し、会長の命により日常の会務を処理する。なお、理事長同一校に補佐する副理事長を置く。
- 6 常任理事は理事より選出し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 7 監事は評議員及び理事より選出し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。
- 8 幹事は事務局所在校の教職員より選出し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 9 支部長は支部理事長所属校の評議員とし、地区の会務を統轄する。
- 10 支部理事長は各地区理事の中から会長が指名し、地区理事会を代表して地区の会務を執行する。支部理事長は本連盟の常任理事を兼ねる。なお、支部理事長同一校に補佐する副支部理事長を置く。
- 11 顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。顧問は重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 12 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者の就任するまでの職務を行う。

第 4 章 会 議

第11条

- 1 会議は評議員会及び理事会・常任理事会とし会長が招集する。
- 2 評議員会の議長は会長、理事会の議長は支部理事長、常任理事会の議長は会長が務める。
- 3 評議員会及び理事会・常任理事会はそれぞれ2分の1以上の出席がなければ、これをひらくことができない。ただし、委任状は認める。
- 4 理事または評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して、請求のあったときは会長はすみやかに理事会または評議員会を招集しなければならない。
- 5 理事会及び評議員会に付議する事項は、それぞれ開催日の2週間前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りでない。
- 6 監事・幹事は理事会に並びに常任理事会に出席して意見をのべることができる。

第12条 評議員会及び理事会・常任理事会の議事は、それぞれの過半数を持って決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

第13条 評議員会は次の事項を議決する。

- 1) 予算決算に関すること。
- 2) 事業に関すること。
- 3) 規約に関すること。
- 4) 役員に関すること。
- 5) その他会長が付議する事項。

第14条 理事会は次の事項を審議する。

- 1) 評議員会に提出する予算決算・事業計画。
 - 2) 評議員会より委任された事項。
 - 3) 役職員の推薦及び承認。
 - 4) その他会長が付議する事項。
- 2 会長において理事会を招集する暇のない緊急を要する事項については、常任理事会にはかり理事長がこれを執行することができる。但し、その旨を理事に通知し次の理事会で報告しなければならない。

第15条 常任理事会は次の事項を審議する。

- 1) 理事会に提出する予算決算・事業計画等。
- 2) その他重要な緊急事項。

第 5 章 会 計

第16条 本連盟の経費は次に掲げる収入を持ってこれに充てる。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 会 費 | 4 事 業 収 入 |
| 2 補 助 金 | 5 その他の収入 |
| 3 寄 付 金 | |

第17条 本連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

第18条 本連盟の収支決算は毎会計年度終了後会長が作成し、事業報告とともに監事の意見をつけ、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。

第19条 加盟学校は会費を毎年5月末日までに完納する。

第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 事 務 局

第21条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。事務局の細則は別に定める。

第 7 章 補 則

第22条 本規約の改正は理事会で審議し、評議員会において定める。

第23条 本規約の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

本規約は昭和23年4月1日から施行する。

- | | | |
|---------|-----|------|
| 昭和27年4月 | 1日 | 一部改正 |
| 昭和42年2月 | 22日 | 一部改正 |
| 昭和47年3月 | 17日 | 一部改正 |
| 昭和61年5月 | 22日 | 一部改正 |
| 平成14年2月 | 26日 | 一部改正 |
| 平成17年4月 | 20日 | 一部改正 |